

# 高津区「音楽のまち」推進事業ネットワーク委員会設置要綱

平成17年8月18日

17川高地第170号

## (目的及び設置)

第1条 高津区の音楽活動の推進は、活力ある地域社会の実現や、区民のゆとりとやすらぎを醸成し、区民同士の出会いと交流を促進するなど、まちづくりを発展させるものである。この音楽活動の発展のため、区内における音楽活動の総合的な調整を行う、高津区「音楽のまち」推進事業ネットワーク委員会（以下「ネットワーク委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 ネットワーク委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高津区「音楽のまち」推進事業を実施するための総合的な調整に関すること。
- (2) 民間活力を活用した、高津区「音楽のまち」推進事業の実施を支援すること。
- (3) 前号に定めるほか、第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 ネットワーク委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員は、高津区内で音楽関連事業を展開している民間事業者等の構成員、市民団体等の構成員、音楽関連事業を支援する民間事業者等の構成員をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、ネットワーク委員会を代表し、ネットワーク委員会の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ネットワーク委員会は、必要に応じて委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第7条 ネットワーク委員会の庶務は、高津区役所区民協働推進部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるほか、ネットワーク委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月18日から施行する。